

●2026（令和8）年4月から下水道使用料の激変緩和措置の軽減（調整）率が変わります●

【ゆめが丘地区】

公共下水道使用料（一般家庭用・事業所等用）

（消費税込）

| 1か月あたりの使用料 | | | | | | | | |
|------------|---------------------------------------|--|--|---|--|--|--|---------------------------|
| 基本使用料 | 従量使用料（1m ³ につき） | | | | | | | |
| | 1m ³ ～ 10m ³ | 11m ³ ～ 20m ³ | 21m ³ ～ 30m ³ | 31m ³ ～ 100m ³ | 101m ³ ～ 200m ³ | 201m ³ ～ 500m ³ | 501m ³ ～ 1,000m ³ | 1,001m ³ 以上 |
| 1,650円 | 143円 | 209円 | 231円 | 242円 | 264円 | 286円 | 308円 | 319円 |

4人家族が、2か月で水量 60m³使用した場合、下記の金額となります。

※2026（令和8）年4月分から2028（令和10）年3月分までの激変緩和措置の計算例は、赤枠部分になります。

（消費税込）

| ①令和5年1月以前の使用料 | ②令和5年2月以降の使用料 | ③差額 (②-①) | 令和5年2月分から 令和6年3月分までの使用料 (軽減率 75%) | 令和6年4月分から 令和8年3月分までの使用料 (軽減率 50%) | 令和8年4月分から 令和10年3月分までの使用料 (軽減率 25%) | |
|---------------|--|---|---|---|--|---------------------------------|
| | | | ④軽減額: (③×75%) | ⑤軽減額: (③×50%) | ⑥軽減額: (③×25%) | |
| ゆめが丘 地区 | 基本使用料880円 +加算使用料3,520円 4,400円×2ヶ月=8,800円 | 基本使用料 3,300円 + 従量使用料 11,660円 14,960円 | +6,160円 | 軽減額: 4,620円 使用料: 10,340円 | 軽減額: 3,080円 使用料: 11,880円 | 軽減額: 1,540円 使用料: 13,420円 |

※実際のご利用状況により、各ご家庭の使用水量は異なります。

※激変緩和措置により、改定後料金と現行料金との差額に、段階的に軽減率を乗じて算出した軽減額を差し引いた金額が2ヶ月の使用料金となります。

※令和10年4月からは、全て改定後の使用料となります。

※令和5年2月1日以降に使用を開始した場合、激変緩和措置は適用されず、改定後の使用料となります。